

令和5年8月30日開会

令和5年9月

# 市議会定例会議案書

寝屋川市

# 目 次

番 号	案 件	頁
認 定 第 1 号	令和 4 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認 定 第 2 号	令和 4 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	2
認 定 第 3 号	令和 4 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	3
認 定 第 4 号	令和 4 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	4
認 定 第 5 号	令和 4 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	5
認 定 第 6 号	令和 4 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	6
認 定 第 7 号	令和 4 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	7
認 定 第 8 号	令和 4 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	8
報 告 第 8 号	令和 4 年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	9
報 告 第 9 号	令和 4 年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算報告	11
報 告 第 10 号	令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	13
議 案 第 77 号	寝屋川市立幼保連携型認定こども園条例の制定	14
議 案 第 78 号	寝屋川市立療育・自立センター条例の一部改正	17

番 号	案 件	頁
議案第 79 号	寝屋川市保健所事務手数料条例及び寝屋川市旅館業法施行条例の一部改正	21
議案第 80 号	寝屋川市学校給食センター条例の制定	24
議案第 81 号	令和 5 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 82 号	令和 5 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 83 号	令和 5 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 84 号	令和 5 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 85 号	令和 5 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 86 号	工事請負契約の締結（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（建築主体工事））	26
議案第 87 号	工事請負契約の締結（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（電気設備工事））	27
議案第 88 号	工事請負契約の締結（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（機械設備工事））	28
議案第 89 号	工事請負契約の締結（第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事）	29
議案第 90 号	工事請負契約の締結（田井西公園外 1 公園整備工事）	30
議案第 91 号	工事請負契約の変更	31
議案第 92 号	財産の取得	32
議案第 93 号	令和 4 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	33

番 号	案 件	頁
議案第 94 号	令和 4 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	34
議案第 95 号	監査委員の選任	35
議案第 96 号	公平委員会委員の選任	38
議案第 97 号	固定資産評価審査委員会委員の選任	41

認定第 1 号

## 令和 4 年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 4 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 2 号

## 令和 4 年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 4 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 3 号

## 令和 4 年度寝屋川市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 4 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 4 号

## 令和 4 年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 4 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔



認定第 5 号

## 令和 4 年度寝屋川市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 4 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

認定第 6 号

## 令和 4 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉 資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 4 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 7 号

## 令和 4 年度寝屋川市水道事業会計決算 認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 4 年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 8 号

## 令和 4 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 4 年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

## 令和 4 年度寝屋川市一般会計継続費の 精算報告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により令和 4 年度寝屋川市一般会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

令和4年度寝屋川市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				計 画				実 績				比 較							
				左 左		の 財		源 内		源 内		源 内		源 内		源 内		源 内					
				年割額	特 出	定 債	財 債	財 債	源 内	支出済額	特 出	定 債	財 債	財 債	源 内	支出済額	特 出	定 債	財 債	財 債	源 内		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
6 土木費	4 都市計画費	対馬江 大和線 整備事 業橋梁 工事	令和 元	7,200,000	5,400,000	1,800,000	0	7,200,000	5,400,000	1,800,000	0	7,200,000	5,400,000	1,800,000	0	7,200,000	5,400,000	1,800,000	0	0			
			2	18,800,000	14,100,000	4,200,000	500,000	18,800,000	14,100,000	4,200,000	500,000	18,800,000	14,100,000	4,200,000	500,000	18,800,000	14,100,000	4,200,000	500,000	0	0		
			3	396,000,000	297,000,000	89,100,000	9,900,000	296,000,000	222,000,000	66,600,000	7,400,000	296,000,000	222,000,000	66,600,000	7,400,000	296,000,000	222,000,000	66,600,000	7,400,000	100,000,000	75,000,000	22,500,000	2,500,000
			4	279,609,000	209,706,000	62,900,000	7,003,000	379,608,600	284,706,000	85,400,000	9,502,600	379,608,600	284,706,000	85,400,000	9,502,600	379,608,600	284,706,000	85,400,000	9,502,600	99,999,600	75,000,000	22,500,000	2,499,600
	計	701,609,000	526,206,000	158,000,000	0 17,403,000	701,608,600	526,206,000	158,000,000	0 17,402,600	701,608,600	526,206,000	158,000,000	0 17,402,600	701,608,600	526,206,000	158,000,000	0 17,402,600	400	0	0	400		
8 教育費	2 小学校費	市立小 中学校 給食調理 場建設 工事	令和 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			令和 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 令和 4 年度寝屋川市水道事業会計継続費 の精算報告

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により令和 4 年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

令和4年度寝屋川市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較					
				左		内訳		左		内訳		左		内訳			
				年割額	国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等	支払義務額	国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等	年割額と支払義務発生額の差	国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等		
			令和2	59,138,000	0	35,400,000	23,738,000	0	0	0	0	0	0	59,138,000	0	35,400,000	23,738,000
			3	354,828,000	0	212,800,000	142,028,000	216,849,470	0	160,300,000	56,549,470	137,978,530	0	52,500,000	85,478,530		
			4	177,414,000	0	106,400,000	71,014,000	278,245,130	0	89,000,000	189,245,130	△100,831,130	0	17,400,000	△118,231,130		
			計	591,380,000	0	354,600,000	236,780,000	495,094,600	0	249,300,000	245,794,600	96,285,400	0	105,300,000	△9,014,600		



## 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

### 1 健全化判断比率 （単位：％）

実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.26)	— (16.26)	△1.2 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

（ ）内は、本市における早期健全化基準である。

### 2 資金不足比率 （単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

議案第 77 号

## 寝屋川市立幼保連携型認定こども園条例 の制定

寝屋川市立幼保連携型認定こども園条例を次のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
寝屋川市立まあぶるこども園 星の学舎	大阪府寝屋川市長栄寺町22番13号
寝屋川市立まあぶるこども園 月の学舎	大阪府寝屋川市下木田町16番53号

(定員)

第3条 認定こども園の定員は、規則で定める。

(入園資格)

第4条 認定こども園に入園することができる者は、次に掲げる子どもとする。

(1) 寝屋川市の区域内に住所を有する子ども（その保護者が現に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定（第7条第2項において「教育・保育給付認定」という。）を受けている者に限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 小学校就学の始期前2年から小学校就学の始期に達するまでの者（イに掲げる者を除く。）

イ 小学校就学の始期に達するまでの保育を必要とする者

(2) 前号に掲げる子どものほか、緊急その他の特別の事情があることにより、認定こども園において教育又は保育を行う必要があると市長が認める子ども

(入園の手続)

第5条 認定こども園に入園することを希望する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、認定こども園への入園の手続を行わなければならない。

(利用料)

第6条 認定こども園の利用料の額は、1月につき、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額に相当する額とする。

(保育料の納付)

第7条 認定こども園を利用する子どもの保護者は、前条の利用料の全部又は一部として、保育料を納付しなければならない。

2 保育料の額は、寝屋川市が子ども・子育て支援法の規定に基づき特定教育・保育施設（同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用者負担額として定める額に相当する額とする。ただし、他の市町村において教育・保育給付認定を受けた場合における保育料の額は、当該市町村が同法の規定に基づき特定教育・保育施設の利用者負担額として定める額に相当する額（その額が前条の規定による利用料の額を超えるときは、当該利用料の額）とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行その他認定こども園の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、認定こども園への入園の手続その他のこの条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

## 寝屋川市立療育・自立センター条例の一部改正

寝屋川市立療育・自立センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市立療育・自立センター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立療育・自立センター条例（平成 25 年寝屋川市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

「第 3 章 あかつき園（第 20 条・第 21 条）  
 第 4 章 ひばり園及び第 2 ひばり園（第 22 条・第 23 条）  
 第 5 章 あかつき・ひばり歯科診療所（第 24 条 - 第 26 条）  
 目次中 第 6 章 あかつき・ひばり療育相談室（第 27 条・第 28 条） を  
 第 7 章 すばる・北斗福祉作業所（第 29 条・第 30 条）  
 第 8 章 大谷の里（第 31 条・第 32 条）  
 第 9 章 雑則（第 33 条）」

「第 3 章 あかつき園、ひばり園及び第 2 ひばり園（第 11 条・第 12 条）  
 第 4 章 あかつき・ひばり歯科診療所（第 13 条 - 第 15 条）  
 第 5 章 あかつき・ひばり療育相談室（第 16 条・第 17 条） に改める。  
 第 6 章 すばる・北斗福祉作業所（第 18 条・第 19 条）  
 第 7 章 大谷の里（第 20 条・第 21 条）  
 第 8 章 雑則（第 22 条）」

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 43 条第 2 号に規定する医療型児童発達支援センター」を「第 43 条に規定する児童発達支援センター」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 2 項の

表中

医療型児童発達支援センター	あかつき園
福祉型児童発達支援センター	ひばり園
	第 2 ひばり園

を	児童発達支援センター	あかつき園	に
		ひばり園	
		第2ひばり園	

改める。

第5条第1項中「第4号まで」を「第3号まで」に、「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

第8条第1号を次のように改める。

(1) あかつき園にあってはア及びイに掲げる額の合算額、ひばり園及び第2ひばり園にあってはアに掲げる額

ア 児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額

イ 児童福祉法第21条の5の29第2項に規定する政令で定める額。ただし、当該政令で定める額が、同項の規定により健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額とする。

第8条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第9条中「第26条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第11条から第19条までを削る。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 あかつき園、ひばり園及び第2ひばり園

第20条中「あかつき園」の次に「、ひばり園及び第2ひばり園」を、「次の各号に掲げる事業」の次に「(第3号に掲げる事業にあっては、あかつき園に限る。)」を加え、同条第1号中「肢体不自由児」を「障害児」に改め、同条第2号中「肢体不自由児の診療及び」を「障害児の」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加え、第3章中同条を第11条とする。

(3) 肢体不自由児の診療に関すること。

第21条中「あかつき園」の次に「、ひばり園及び第2ひばり園」を加え、「(以下「通所受給者証」という。)」を削り、同条を第12条とする。

第4章を削る。

第 5 章中第 24 条を第 13 条とし、第 25 条を第 14 条とし、第 26 条を第 15 条とし、同章を第 4 章とする。

第 6 章中第 27 条を第 16 条とし、第 28 条を第 17 条とし、同章を第 5 章とする。

第 7 章中第 29 条を第 18 条とし、第 30 条を第 19 条とし、同章を第 6 章とする。

第 8 章中第 31 条を第 20 条とし、第 32 条を第 21 条とし、同章を第 7 章とする。

第 9 章中第 33 条を第 22 条とし、同章を第 8 章とする。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



## 寝屋川市保健所事務手数料条例及び寝屋 川市旅館業法施行条例の一部改正

寝屋川市保健所事務手数料条例及び寝屋川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市保健所事務手数料条例及び寝屋川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 寝屋川市保健所事務手数料条例（平成 30 年寝屋川市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 の項から 32 の項まで中「更新等」を「更新」に改め、同表備考を削る。

別表第 2 中「(理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該理容所の構造及び設備に変更がないときにあっては、12,900 円)」を削る。

別表第 4 1 の項中「(営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であって、当該興行場の構造設備に変更がないときにあっては、13,500 円)」及び「(営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であって、当該興行場の構造設備に変更がないときにあっては、8,700 円)」を削る。

別表第 5 1 の項中「(営業者から当該旅館業を譲り受けた場合であって、当該旅館業の施設の構造設備に変更がないときにあっては、16,300 円)」を削り、同表 3 の項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

別表第 6 1 の項中「(営業者から当該浴場業を譲り受けた場合であって、当該浴場業の営業施設の構造設備に変更がないときにあっては、16,300 円)」を削る。

別表第 10 中「(クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該クリーニング所の構造及び設備に変更がないときにあっては、12,900 円)」を削る。

別表第 14 中「(美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該美容所の構造及び設備に変更がないときにあっては、12,900 円)」を削る。

(寝屋川市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 寝屋川市旅館業法施行条例（平成 30 年寝屋川市条例第 40 号）の一部を

次のように改正する。

第1条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に、「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第7条第1号工中「流し場」を「流し湯」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市保健所事務手数料条例別表第1、別表第2、別表第4、別表第5、別表第6、別表第10及び別表第14の規定は、この条例の施行の日以後に当該営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者について適用し、同日前に当該営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

議案第 80 号

## 寝屋川市学校給食センター条例の制定

寝屋川市学校給食センター条例を次のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市学校給食センター条例

(設置)

第1条 学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する共同調理場として、学校給食センターを設置する。

(名称及び位置等)

第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 寝屋川市学校給食センター
- (2) 位置 大阪府寝屋川市楠根南町21番1号

2 学校給食センターにおいては、次の表に掲げる小学校及び中学校の学校給食を実施するものとする。

小学校	寝屋川市立楠根小学校、寝屋川市立望が丘小学校
中学校	寝屋川市立第一中学校、寝屋川市立第五中学校、寝屋川市立第六中学校、寝屋川市立第七中学校、寝屋川市立友呂岐中学校、寝屋川市立中木田中学校、寝屋川市立望が丘中学校

(業務)

第3条 学校給食センターは、前条第2項の規定による学校給食の実施に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 物資の調達及び管理に関すること。
- (2) 献立の作成、調理及び配送に関すること。
- (3) 食器、食缶等の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (4) 前3号に掲げる業務のほか、教育委員会が必要と認める事項

(職員)

第4条 学校給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事<br>（建築主体工事）               |
| 2 | 工 事 場 所     | 大阪府寝屋川市楠根南町 21 番 1 号 外 4 箇所                         |
| 3 | 工 事 概 要     | (1) 建築工事 一式<br>(2) 外構工事 一式<br>(3) 楠根小学校屋内運動場改修工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法     | 制限付一般競争入札   |
| 5 | 契 約 金 額     | 金1,320,000,000円<br>（内消費税及び地方消費税の額120,000,000円）      |
| 6 | 支 払 方 法     | 前金払 する<br>部分払 する<br>残金払 工事完成引渡し後                    |
| 7 | 工 期         | 着 工 令和 5 年 月 日<br>完 成 令和 7 年 2 月 20 日               |
| 8 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪府寝屋川市大成町 1 番 1 号<br>株式会社前田組<br>代表取締役 前 田 浩 輝      |

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年8月30日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- 1 工 事 名 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事  
（電気設備工事）
- 2 工 事 場 所 大阪府寝屋川市楠根南町 21 番 1 号
- 3 工 事 概 要 (1) 電灯・動力設備工事 一式  
(2) 受変電設備工事 一式  
(3) 弱電設備工事 一式  
(4) 火災報知設備工事 一式  
(5) 屋外工事 一式
- 4 契 約 方 法 制限付一般競争入札
- 5 契 約 金 額 金260,533,900円  
（内消費税及び地方消費税の額23,684,900円）
- 6 支 払 方 法 前金払 する  
部分払 する  
残金払 工事完成引渡し後
- 7 工 期 着 工 令和5年 月 日  
完 成 令和7年2月20日
- 8 契約の相手方 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目6番18号  
富士古河E&C株式会社 西日本支社  
支社長 辻 郁 次

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年8月30日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事<br>（機械設備工事）   |
| 2 | 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市楠根南町 21 番 1 号  |
| 3 | 工 事 概 要 | (1) 空気調和設備工事 一式<br>(2) 給排水設備工事 一式<br>(3) 厨房機器設備工事 一式<br>(4) 消火設備工事 一式<br>(5) ガス設備工事 一式<br>(6) 厨房除害設備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札   |
| 5 | 契 約 金 額 | 金1,089,000,000円<br>（内消費税及び地方消費税の額99,000,000円）   |
| 6 | 支 払 方 法 | 前金払 する<br>部分払 する<br>残金払 工事完成引渡し後  |
| 7 | 工 期     | 着 工 令和5年 月 日<br>完 成 令和7年2月20日   |
| 8 | 契約の相手方  | 大阪府大阪市中央区南船場二丁目5番8号<br>浦安工業株式会社 大阪支店<br>支店長 水野博史  |



## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年8月30日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事                        |
| 2 | 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市打上高塚町4番1号                                |
| 3 | 工 事 概 要 | 土木工事（外構） 一式                                     |
| 4 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札                                       |
| 5 | 契 約 金 額 | 金157,230,700円<br>(内消費税及び地方消費税の額14,293,700円)     |
| 6 | 支 払 方 法 | 前金払 する<br>部分払 しない<br>残金払 工事完成引渡し後               |
| 7 | 工 期     | 着 工 令和5年 月 日<br>完 成 令和6年3月15日                   |
| 8 | 契約の相手方  | 大阪府寝屋川市仁和寺本町五丁目17番20号<br>林建設株式会社<br>代表取締役 林 和 哉 |

## 工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年8月30日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 田井西公園外1公園整備工事                                 |
| 2 | 工 事 場 所     | 大阪府寝屋川市田井西町・香里北之町 地内                          |
| 3 | 工 事 概 要     | 田井西公園及び香里北さざんか公園<br>基盤整備・施設整備 各一式             |
| 4 | 契 約 方 法     | 制限付一般競争入札                                     |
| 5 | 契 約 金 額     | 金155,665,400円<br>(内消費税及び地方消費税の額14,151,400円)   |
| 6 | 支 払 方 法     | 前金払 する<br>部分払 する<br>残金払 工事完成引渡し後              |
| 7 | 工 期         | 着 工 令和5年 月 日<br>完 成 令和6年7月31日                 |
| 8 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪府寝屋川市堀溝北町24番2号<br>株式会社竹村建設<br>代表取締役 竹 村 信 治 |

## 工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和3年12月市議会定例会（議案第75号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和5年8月30日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 工 事 名 寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事

2 契約金額

変更前 金7,683,500,000円  
(内消費税及び地方消費税の額 698,500,000円)

変更後 金8,841,032,200円  
(内消費税及び地方消費税の額 803,730,200円)

## 財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和5年8月30日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 災害時用備蓄物資   |
| 2 | 財産の概要  | (1) アルファ化米(おにぎり)〔アレルギー対応品〕46,700食<br>(2) アルファ化米(個食)〔アレルギー対応品〕47,850食<br>(3) 高齢者食(かゆ)〔アレルギー対応品〕5,200食 |
| 3 | 取得目的   | 災害時における食料を市立の小学校等に備蓄するため   |
| 4 | 取得の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 5 | 取得価格   | 金19,498,968円<br>(内消費税及び地方消費税の額1,444,368円)  |
| 6 | 支払方法   | 納入後一括払   |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市浪速区桜川四丁目10番27号<br>株式会社ミヨシ<br>代表取締役 佐藤浩明  |

## 令和 4 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分

令和 4 年度寝屋川市水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1	当年度未処分利益剰余金	3,907,761,407 円
2	利益剰余金処分数額	
	資本金	△500,000,000 円
	建設改良積立金	△500,000,000 円
		<u>△1,000,000,000 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>2,907,761,407 円</u>

## 令和 4 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

令和 4 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 8 月 30 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

1	当年度未処分利益剰余金	1,041,938,059 円
2	利益剰余金処分量	
	資本金	△500,000,000 円
	減債積立金	△391,938,059 円
		<u>△891,938,059 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>150,000,000 円</u>



## 履 歴 書

本 籍 [REDACTED]  
住 所 [REDACTED]  
氏 名 廣 岡 芳 樹 (ひろおか よしき)  
生 年 月 日 [REDACTED]

## 学 歴

昭 和 54 年 3 月 大 阪 市 立 大 学 経 済 学 部 卒 業

## 職 歴

昭 和 54 年 4 月 四 條 畷 市 に 就 職  
平 成 16 年 4 月 行 政 経 営 室 企 画 調 整 担 当 課 長  
平 成 18 年 3 月 同 上 退 職

## 公 職 歴 等

自 平 成 19 年 5 月 寝 屋 川 市 議 会 議 員  
至 平 成 31 年 4 月  
自 平 成 30 年 5 月 寝 屋 川 市 議 会 副 議 長  
至 平 成 31 年 4 月



自 平成 20 年 5 月  
至 平成 21 年 5 月  
自 平成 23 年 5 月  
至 平成 26 年 5 月  
自 平成 27 年 5 月  
至 平成 29 年 5 月

北河内 4 市リサイクル施設組合議会議員

自 平成 23 年 7 月  
至 平成 24 年 5 月

北河内 4 市リサイクル施設組合議会副議長

自 平成 22 年 5 月  
至 平成 23 年 4 月  
自 平成 26 年 5 月  
至 平成 27 年 4 月  
自 平成 29 年 5 月  
至 平成 30 年 5 月

枚方寝屋川消防組合議会議員

自 平成 26 年 6 月  
至 平成 27 年 4 月

枚方寝屋川消防組合議会副議長

自 平成 29 年 6 月  
至 平成 30 年 5 月

枚方寝屋川消防組合議会議長

自 平成 28 年 5 月  
至 平成 29 年 5 月

寝屋川市監査委員

自 令和 元年 10 月  
至 現 在

寝屋川市監査委員

## 賞 罰

平成 29 年 5 月 全国市議会議長会表彰 (市議会議員 10 年在職)  
令和 元年 5 月 寝屋川市有功者表彰  
令和 2 年 5 月 憲法記念日知事表彰



## 履 歴 書

本 籍 所 [REDACTED]  
住 所 [REDACTED]  
氏 名 東 谷 宏 幸 (ひがしたに ひろゆき)  
生 年 月 日 [REDACTED]

## 学 歴

昭 和 60 年 3 月 同志社大学法学部卒業

## 職 歴

昭 和 62 年 4 月 司法研修所 入所  
平 成 元 年 3 月 同 上 終了  
平 成 元 年 4 月 小原法律特許事務所 入所  
平 成 9 年 6 月 同 上 退所  
平 成 9 年 7 月 東谷法律事務所 開設  
現在に至る

## 公 職 歴 等

自 平成 17 年 10 月 財団法人交通事故紛争処理センター嘱託相談担当弁護士  
至 平成 23 年 10 月  
自 平成 19 年 10 月 寝屋川市公平委員会委員  
至 現 在  
自 平成 19 年 11 月 北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員  
至 現 在  
自 平成 21 年 7 月 枚方寝屋川消防組合公平委員会委員  
至 現 在

## 賞 罰

平成 27 年 10 月	全国公平委員会連合会表彰
平成 30 年 5 月	寝屋川市表彰（感謝状）
令和 4 年 10 月	公平委員会制度 70 周年記念総務大臣表彰



## 履 歴 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

平石 貴 (ひらいし たかし)

## 学 歴

昭和 48 年 3 月 近畿大学商経学部卒業

## 職 歴

昭和 48 年 4 月 寝屋川市に就職  
平成 13 年 4 月 市民生活部保険事業室保険医療課長  
平成 16 年 4 月 総務部次長兼契約課長  
平成 19 年 4 月 市民生活部保険事業室長兼保険医療課長  
平成 20 年 4 月 保健福祉部部長  
平成 22 年 4 月 教育委員会事務局学校教育部長  
平成 23 年 3 月 同 上 退職  
平成 23 年 4 月 寝屋川市に再任用  
平成 23 年 4 月 市民生活部保険事業室専門官 (課長待遇)  
平成 25 年 4 月 公平委員会事務局専門官 (課長待遇)  
(監査事務局専門官 (課長待遇) 併任)  
平成 27 年 3 月 同 上 任期満了

## 公 職 歴 等

自 平成 30 年 6 月 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター監事  
至 現 在  
自 令和 2 年 11 月 寝屋川市固定資産評価審査委員会委員  
至 現 在

# 賞 罰

令和 3 年 5 月 大阪府地方自治功勞者表彰

